

日本胆道学会 後援申請について

1. 申請期限：開催日の１ヶ月前まで
2. 申請方法： 規程をご確認いただき申請書にご記入の上、メール添付にてご提出ください。
3. 提 出 先： 一般社団法人日本胆道学会事務局
4. 審査について： 広報委員会で審査し、委員長および理事長が規程に従い承認の可否を判断します。
5. 実施報告書： 催しが終了後、速やかに本学会にご提出ください。
☐後援名義使用申請書【Word】
☐実施報告書【Word】

日本胆道学会における後援に関する規程

第1条 目的

この規程は、日本胆道学会（以下「本学会」という。）が 関与する後援についての基準を定めることを目的とする。

第2条 定義

「後援」とは、本学会以外の団体が開催の主体となる催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。その内容は、原則として名義およびロゴマーク使用の承認に限る場合をいう。ただし、本学会会員も主催団体の会員と同等の資格により当該催しに参加できるものとする。

第3条 承認基準

本学会以外の団体等が開催の主体となる事業に関して、後援の依頼があった場合には、次に挙げる事項(a～e)のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。

- a) 本学会の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- b) 営利を目的とする事業ではないもの。
- c) 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
- d) 公益性があると認められるもの。
- e) 開催者と本学会の間に利益相反上の問題が認められないもの。

第4条 申請と承認

- 1) 本学会以外の団体が主催する事業等に関して、本学会が後援の依頼を受けた場合には、原則として開催日の1ヶ月前までに、その主催団体から申請書を提出いただき、本学会の広報委員会で審査し、委員長および理事長が第3条の基準に則り承認の可否を判断する。なお、審議が必要な場合は持ち回り理事会に諮る。
- 2) 申請団体に対し、理事長名により結果を通知する。
- 3) 申請団体は催しが終了後、速やかにその実施報告書を本学会に提出する。
- 4) 広報委員会委員長は、原則としてその事業等の後援可否の結果を理事会で報告する。

第5条 規程の変更

本規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

この規程は、2025 年 10 月 2 日から施行する。

西暦 年 月 日

一般社団法人日本胆道学会 理事長 殿

後援名義使用申請書

団体名：

代表者名：_____

下記のとおり、貴学会の後援を申請します。

事業（学術集会等）の名称	
主催団体名	
会 期	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所	会場名： 所在地：
趣旨概要（目的）	
他の共催・協賛・後援団体	
参加人数	約 （人）
参加職種	
参加費など	
連絡先	団体名： 担当者名： 連絡先： TEL： E-mail：

申請書のほか、趣意書、組織委員会名簿を添付してください。

西暦 年 月 日

一般社団法人日本胆道学会 理事長 殿

実施報告書

団体名：

代表者名：_____

下記のとおり、貴学会の後援の承認を受け事業が終了しましたので、報告します。

事業（学術集会等）の名称	
主催団体名	
会 期	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所	会場名： 所在地：
参加人数	（人）
参加費	
連絡先	団体名： 担当者名： 連絡先： TEL： E-mail：